

計画策定の基本的な考え方

第 1 回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

老人福祉計画及び介護保険事業計画の基本的な考え方

○計画策定の趣旨

介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、市内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象サービスの種類ごとの量の見込み等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、介護保険運営の基となる現実的な計画です。

これに対して老人福祉計画は、介護保険の対象とならない一人暮らしの高齢者等をふくめた地域における高齢者の福祉事業全般にわたるサービス供給体制の確保に関する計画であり、介護保険事業計画の内容を包含する総合的な計画として位置付けられています。

○計画期間

事業の運営については平成30年度から平成32年度までを計画期間として両計画を作成することとなります。

第7期の介護保険事業計画については、今後3年間に加え、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け長期的な視点に立った計画策定を行います。

○今後のスケジュール（予定）

平成29年 9～10月	第2回策定委員会
平成29年11～12月	第3回策定委員会
平成30年 2月	第4回策定委員会